

## 謝金等に関する規程

令和 6 年 3 月 2 日 制 定

### (目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人北海道放射線技師会（以下、「当法人」という。）における謝金等の支給に関する取扱いについては、別に定めがある場合を除き、この規程に定める。

### (適用範囲)

第 2 条 本規程の基準において謝金とは、講演、原稿の執筆等による知識や意見等の提供、あるいは当法人が依頼した実作業（座長、ファシリテーター等）等を行う依頼先に対して支払う謝礼をいう。

2 本規程は、上記定義の謝金のうち、以下の標準単価を定める。

- (1) 講演会・研修等において講演や講義を行う講師等に対する講演謝金
- (2) 講演会・研修等の座長およびスタッフに対する謝金
- (3) 一般的な日本語原稿で学術性の高い原稿を執筆する執筆者に対する執筆謝金

3 前項以外の謝金である標準単価を定めることが適切でない個別の実作業に対する謝金の単価、及び本規程に記述のない謝金の単価、並びに本規程の適用範囲内の謝金のうち標準単価によりがたい単価については、本規程で定める標準単価を適用せず、会長が別に定めることができる。又他団体からの講師招聘に際し、その団体に謝金規程がある場合はそれを参考に定めることができる。

### (税務処理)

第 3 条 当法人は、この規程に規定した謝金等に対し、法令の定めるところにより税務処理を行う。

### (講演等謝金)

第 4 条 当法人が実施する講演又は研修等において、講演又は研修等の講師を依頼した場合における講師の謝金（以下、「講演等謝金」という。）の額は、別表 1 のとおりとする。

2 特に顕著な業績を有する者に講演を依頼する場合等特段の事情により、第 1 項の規定によりがたい場合の講演等謝金の額については、会長が別に定めることができる。

(座長等に関する謝金)

第 5 条 以下に規定する用務の謝金の額は、別表 2 のとおりとする。

- (1) 講演会・演題発表の座長
- (2) 講習会・研修会運営スタッフ
- (3) 実技・演習等による研修・指導・訓練

(執筆謝金)

第 6 条 当法人が依頼して執筆された日本語原稿の執筆謝金の額は、別表 3 を参考として会長が別に定めることができる。

(講演等謝金以外の報酬)

第 7 条 特段の事情により講演等謝金以外の報酬の額については、会長が別に定めることができる。

(旅費の支給)

第 8 条 用務の遂行にあたり、旅費の支給が必要と認められる場合にあっては、当法人の旅費規程を準用し、謝金と合わせて支給する。

(改廃)

第 9 条 本規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和 6 年 3 月 2 日から施行する。

(別表 1) 講演等の謝金 (単位：円)

標準単価		病院の職位	最高限度額
区分	支給単価		
1	40,000/日	医師	40,000
2	10,000/時間	診療放射線技師	20,000
3	10,000/時間	その他	20,000

\* 弁護士・公認会計士・作家・俳優・評論家・僧侶・記者・アナウンサー等の個人については職位や階層の一般的な定義がないため、依頼分野における経験年数等を考慮し、別表 1 の標準単価を参考に適宜単価を設定する。

\* 実習が伴うものは別表 2 を利用する。

(別表 2)

## 座長等に関する謝金

(単位：円)

標準単価		支給項目	
区分	支給単価	役務分担	備考
1	5,000/日	座長	講演や演題発表の座長で開催日数につき支給する
2	3,000/日	スタッフ	講習会・研修会運営スタッフで開催日数につき支給する
3	2,000/時間	講習会等の実技指導	実践型医療被ばく相談セミナー、線管理・機器管理セミナー等 (1 イベントあたり最大 8 時間までとする)

\* 講習会等開催に必要とする運営スタッフ人数は、別途、マニュアル等で規定する。

\* 当法人の理事が務めた場合は適応しない。

(別表 3)

## 執筆謝金

(単位：円)

標準単価		想定する原稿
区分	原稿単価	
1	10,000	学術性の高い原稿 (誌上レクチャー等)